

第13回健康・医療・介護情報利活用検討会

医療等情報利活用ワーキンググループ

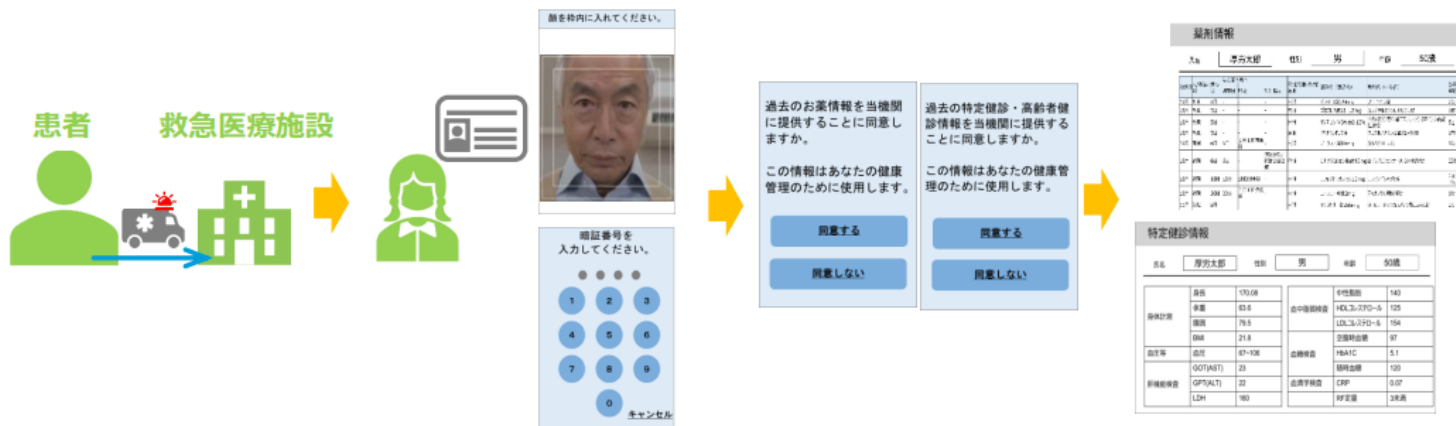
2022（令和4）年12月15日

**第5回健康・医療・介護情報利活用検討会及び第4回医療等情報利活用
ワーキンググループでの主なご意見
（資料1-2のうち、救急時の情報閲覧の仕組みについて）**

救急時の情報閲覧の流れについて(原則)

- 保険医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みでは、救急時であっても、原則、以下の対応により、医師等が情報を閲覧することが可能となる。
 - ①患者本人がマイナンバーカードを持参
 - ②医療機関等が顔認証付きカードリーダー等を用いて本人確認を行う
 - ③保健医療情報を閲覧することへの本人の同意を得る

①マイナンバーカードを持参し、本人の意思確認が可能なケース



- ✓ **マイナンバーカードによる本人確認を行う**
 - ・ 顔認証又は暗証番号の入力による本人確認を行う。

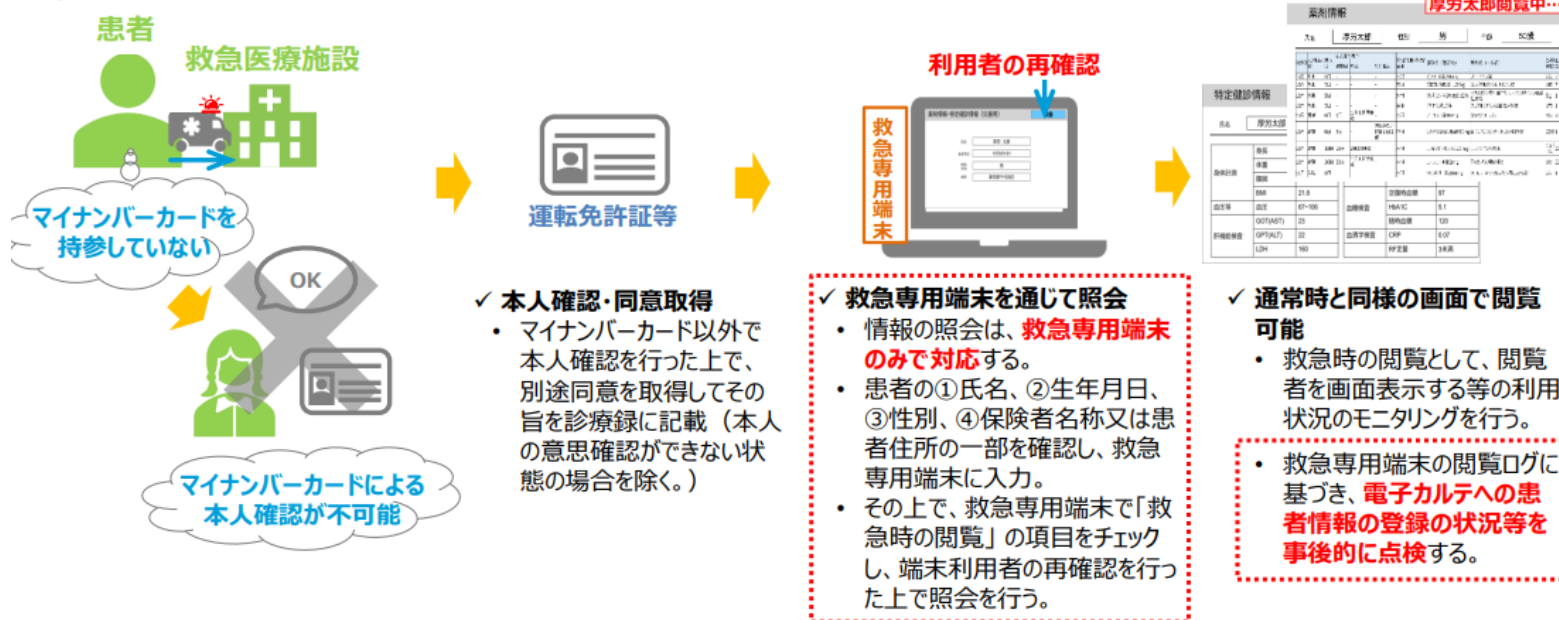
- ✓ **情報閲覧について同意を取得して照会**
 - ・ 薬剤情報、特定健診情報、医療情報について、閲覧の同意を取得して照会する。

- ✓ **通常時の画面で閲覧可能**
 - ・ 閲覧ログは、管理・保管される。

救急時の情報閲覧の流れについて(案)②

- 救急時に患者がマイナンバーカードを持参していない場合、マイナンバーカードによる被保険者番号等の特定・情報照会が困難となる。
- その場合、患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者住所の一部を確認し、患者を検索・照会することが考えられるが、目的外での閲覧等のリスクが懸念される。
- そのため、救急専用端末のみでの情報照会に加え、事後的に閲覧者を確認可能とするよう情報の照会時に端末利用者の再確認を行うとともに、救急専用端末の閲覧ログにもとづき、電子カルテへの患者情報の登録の状況等を事後的に点検すること等により、セキュリティ・プライバシーに一層配慮した仕組みとする。

③マイナンバーカードを持参していないケース（患者の生命及び身体の保護のために必要がある場合）



26

救急時の情報閲覧の仕組みに関する論点

- 救急時の情報閲覧の仕組みは、①患者がマイナンバーカードを持参し、②顔認証付きカードリーダー等を用いて本人確認を行い、③情報閲覧への本人の同意を得た上で、医師等が情報を閲覧することを原則とする。

- 患者の意思が確認できない場合は、目的外での閲覧等を防ぐため、以下のとおりとしてはどうか。
 - 情報の照会は、救急専用端末のみで対応する。
 - 閲覧者は、救急医療に携わる有資格者等（医師、歯科医師、薬剤師等）に限定することとし、事前に専用IDを発行する。
 - さらに、救急時の閲覧として、閲覧者を画面表示する等の利用状況のモニタリングを行う。

- 患者がマイナンバーカードを持参していない場合は、目的外での閲覧等を防ぐため、以下のとおりとしてはどうか。
 - 救急専用端末のみでの情報照会に加え、事後的に閲覧者を確認可能とするよう情報の照会時に端末利用者の再確認を行う。
 - 救急専用端末の閲覧ログにもとづき、電子カルテへの患者情報の登録の状況等を事後的に点検する。

【閲覧の仕組み】

- 事前に専用IDを発行するの「事前」とはどのタイミングか
- 安全性の観点とはいえ、端末を専用化することは費用対効果として適切か。むしろHPKIカードによって、確実な閲覧者のログを残す仕組みのほうが良いのではないか。
- 救急医療に携わる有資格者等の「等」というのはほかにどういった職種を想定しているのか
- 救命救急において、重要な情報や、注意すべき情報がキーワードとしてピックアップできる仕組みがあるとよい
- 救急で活用されている地域医療連携ネットワークの事例も参考にすべき。

【閲覧ログ管理】

- 事後確認とはどんな仕組みか。(マイナポ等で本人が分かるような仕組みとするのか、もしくは何らかのチェックするシステムが動くイメージか。)
- 不正利用防止のためには、事後的なチェックだけではなくて、不正利用者及び施設側へのペナルティも設けるべき。

【同意取得】

- 提供情報の中にDNAR(蘇生措置拒否)等も必要ではないか。
- たとえ救急であっても、自身の情報にアクセスしてほしくない人はいるので、同意なしでの閲覧を事前に拒否できる仕組みも必要ではないか。